

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第二節 私鉄総連の争議

春季闘争

日本私鉄労働組合総連合会(私鉄総連)の一九五二年春季闘争は、破壊活動防止法案反対ゼネストから第二三回メーデーにいたる日本労働者階級の、かつてない激しい闘争と政治的昂揚の大きな一翼をなした。

一九五一年一二月二二日と二三日の両日ひらかれた私鉄総連中央委員会は、一九五二年一月以降賃金一万四五〇〇円(標準賃金)、同年四月以降退職金などの要求をきめ、つぎのような闘争方針をうちだした。

(賃金闘争基本方針)

- (1)本斗争は、総連の統一斗争とし、私鉄経協および各会社に提出した要求を中央に集約し、中労委に調停を申請して要求貫徹をはかる。
- (2)各単組は、総連・地連指導のもとに、万難を拜して本斗争に参加する。
- (3)要求貫徹のために、ストをふくむあらゆる戦術をもって強力に闘う。
- (4)全組合をこの斗争に指導するため、中小私鉄救済の闘いを本斗争のなかで強力に展開する。

(退職金闘争基本方針)

- (1)昭和二七年四月以降退職金早期解決のため、総連の統一斗争として一月以降賃金斗争と併行して要求の貫徹をはかる。
- (2)要求貫徹のためにストをふくむあらゆる戦術をもって強力に闘う。

闘争指令第一号にもとずき、「一月一六日までに要求書を各会社あてに提出して交渉にはいること」になった。一方、私鉄総連も、私鉄経営者協会にたいして中央団体交渉を申入れ、一月一六日に第一回交渉がおこなわれた。

提出された私鉄総連の標準賃金要求は、これまでのC・P・I方式を拒否し(執行部原案が前年末の中央委員会で否決された)、理論生計費方式を採用するとともに、生活給に基礎をおいた最低保障給(一八才、七五〇〇円)を設定している。

傘下の各単位組合は、原則的にこの標準賃金要求を基礎とし、地方的物価差により修正を加えただけで、それを個別要求とした。しかし、企業ごとの較差がいちじるしく賃金に反映している私鉄の実情、および労組の闘争力の不均衡という条件は、最初から考慮に入れることが認められており、中小私鉄では標準賃金要求を調整して現行賃金の三〇%値上げまで要求額をさげるという処置もおこなわれた。この場合、標準賃金要求そのものが、摂取カロリー一二四七六カロリーという低位に基礎

をされていることに注意しなければならない。

この私鉄総連春季闘争に参加した単位組合は傘下一二一組合中、賃金要求一〇〇組合、退職金要求六四組合である。

一月三〇日、第四回中央団体交渉で労資は決裂した。二月五日、私鉄総連は中央労働委員会に調停を申請した。そして、一三日に第一回調停委員会がひらかれたのである。

三月七日には、法律上のストライキ権が発生し、調停も促進された。

三月二日、つぎのような調停案が、労資双方に提示された。

(賃金調停案)

前文要旨

一、組合が私鉄労働者の実質賃金の向上を確保するため、このような要求をなすにいたった趣旨については、私鉄の賃金水準が他産業の賃金水準とくらべて相当低位にあることからして十分諒解できるが、他方、私鉄経営の実態は、交通需要の内容、立地条件の相違などによって各社間の経営較差はかえって拡大する事情も考えられるので、組合の要求する統一賃金をただちに各社に適用することは、実際問題として困難であるといわざるをえない。

二、本委員会としては、理論生計費にもとづく組合要求の趣旨をくみ、実質賃金の向上を考慮しつつ、同時に各社間の経営較差の拡大傾向と、さいきんにおける地方的物価趨勢とを、どのように織込んで各社の賃金を決定するかという点について、種々検討したが、けっきょく、このさい現行の賃金較差によるのほかないと考えた。

三、(略)

本文

一、関東五社(東武、東急、京浜、京帝、京成)ならびに関西五社(京阪神、阪神、京阪、南海、近鉄)については、現行基準賃金の二四%ないし二六%の範囲の増額を、各社、各組合間において協議決定すること。

二、その他の電鉄会社については、現行基準賃金の二〇%を基準として、増額を各社、各組合間において協議決定すること。

三、前記一、二項の決定にあたっては、今次運賃改定による増収見込、人件費率その他経理状況ならびに、さいきんの地方的物価の変動などを勘案して決定すること。

四、第二項の基準によりえない特殊事情のある会社にあっても、すくなくとも現行基準賃金の一〇%を増額すること。

五、賃金配分については、双方協議のうえ決定すること。

六、実施は本年二月以降賃金とすること。

七、バス專業会社(トラック、ハイヤー兼業をふくむ)については、前記一ないし六項の基準にしたがって決定すること。

(退職金調停案)

一、退職金の算定ベースは、退職時の基本給月額によることとしその比率については各社の現行協定どおりとする。

二、支給率については、各社の現行協定どおりとする。

三、協定期間については、会社、組合間において協議決定する。

三月三十一日、私鉄総連第一〇回臨時大会が栃木県日光町でひらかれ、中労委の賃金調停案拒否、退職金調停案受諾を決議、「二七・一賃金ならびに二七・四退職金調停案拒否決定後における闘争方針」を採択、つぎのようなストライキ宣言(要旨)を発した。

さる三月二日提示された中労委調停案は—

(1)いたずらに会社経理を偏重し、現下の労働者の賃金がいかにあるべきかを無視している

(2)その結果、案の示す賃上率は、われわれの窮乏打開のためには余りにも低率である

- (3)おなじ私鉄労働者間の賃金のひらきをますます大きくするものである
- (4)大手筋以外の賃上率をあいまいにして争点を残している
- (5)賃上げの時期がくりさげられ、最低給の決定という要求が無視されている

という点で、われわれの期待を完全にうらぎった。やむなく、われわれはこの調停案を拒否し、あくまで要求貫徹のために闘うのほかはない。私鉄経営者が「低賃金」、「高運賃」という従来の利潤本位の立場をはなれ、本争議解決のために具体的な誠意を示さないかぎり、われわれは最後の解決手段としてつぎのごとくストライキを決行する。

第一次スト 四月一八日(全日)
争議関係全私鉄ならびにバス
第二次スト 四月二三日(全日)
争議関係全私鉄ならびにバス

私鉄総連は、四月二日、調停案にたいする回答を大会決議どおり中労委に通告、七日から私鉄経営者協会との中央団体交渉を再開した。一八日朝、中央団体交渉が打切られ、私鉄総連は「強力な地方交渉で要求貫徹をはかること」を指令した。この時期に、ゆきづまった中央団体交渉が地方交渉にきりかえられたことは、かえって私鉄総連の春季闘争を強力にし、組合員大衆自身のものにするのに役だった。

四月一八日、破防法案反対の第二波ゼネストと同調し私鉄総連の二四時間ストが予定どおり決行された。スト参加組合六七、第一次スト後二〇日にいたってもなお妥結をみないものは関西の大手筋をふくめ五六組合であった。その後、二三日に第二次、二六日、二七日に第三次の全国的ストライキがおこなわれ、五月一日に妥結した日立電鉄を最後として、私鉄総連の春季闘争は終わった。

私鉄総連調査部発行「私鉄総連調査月報」一九五二年五月号によれば、春季闘争参加人員一〇万七九七四人、獲得した新賃金ベースの加重平均は一万二六七八円で、旧賃金ベースの加重平均一万〇一四九円に比較すると、引上率二四・九%となっている。

また、この内容を、私鉄総連情報連絡部の「闘争妥結状況一覧表」(五月三日現在)によってみると、関東地方および関西地方は次表のとおりである。

この一覧表をみて、第一に気づく点は、春季闘争による協定賃金が、ほとんど四月以降にのぼされていることである(要求どおり一月以降を獲得したのは、関東で九十九里、関西で御坊の二組合のみである)。

第二に、値上率が要求よりはるかに下廻っている点である。たとえば、関東でもっとも強力に闘争した組合の一つである東武でも、要求が五六・四%値上であるにもかかわらず、じっさいは二六%で妥結している。たお、全国で最高の値上率を獲得したのは中国鉄道の四九%である。

第三に、大多数の組合では、最低給の決定が配分問題とともに、この春季闘争からきりはなされてしまった。ただ、釧路(要求どおり)、江の島(ベースの五〇%以上)、東都乗合(七〇〇〇円)、立川バス(要求どおり)、名古屋(七〇〇〇円)、北陸(要求どおり)の組合のみが、不十分ながら獲得した。

第四に、中小私鉄が、全体として比較的早期に、あるていどの賃金値上を獲得している点は、「統一闘争」の成果といえることができる。

一〇月一三日、私鉄総連中央委員会がひらかれ、この会議で秋季闘争についての重要な諸方針が決定された。当時、激しい闘争をつづけていた炭労、電産の動きに促進され、また援助をうけて、私鉄総連もふたたびたちあがったのである。

同中央委員会で採択された私鉄総連賃金綱領は、「われわれの推定によれば、私鉄労働者の戦前賃金水準は、すくなくとも手取二万三〇〇〇円にあたる。しかし、われわれは、そのような平均的な水準を問題にしているのではなく、一人一人の給料袋の重さが大事である。現在いまだに最低給が三〇〇〇円から四〇〇〇円にみたないところがたくさんある。手取り三〇〇〇円そこそこで、一か月に三三〇時間も実働を強いられる女子車掌の姿を思い浮べよう。」と述べており、また同綱領解説(私鉄総連調査部、一九五二年九月刊)も、私鉄では「ベースにみたない従業員が七割にもおよび、上下の格差が一〇倍にもおよんでいるところがある。まさに大元帥から一兵卒までの賃金配分といえるだろう」と書いている。

また「中小私鉄対策に対する闘争方針」が決定されたことも注目に値する。それは基本方針として、(一)統一闘争を確認し、いかなる条件にある中小私鉄といえども、かならず賃金闘争に参加する、(二)組合員はもちろん、地方住民の世論をもちあげ、経営者をして政治的・経済的に企業防衛の具体的対策を再考せざるをえない状態までつきあげる、(三)政府にたいして私鉄補助法の早期制定および地方自治体にたいして自治体独自の補助金拠出の方途を講ぜしめる運動を強力に展開する、(四)総連組織の単一化についての具体的対策を講ずる、などの諸事項をあげている。

さらに、「昭和二七年一〇月以降賃金闘争方針」が採択された。そして、これにもとずき、一一月一日、全国いっせいに一九五三年一月以降賃金ならびに越年資金を要求して、闘争を開始した。私鉄総連情報連絡部の一一月一〇日現在の調査によれば、傘下一二一組合中、一九五三年一月以降賃金要求提出組合七七(ほかに要求方式の異なる組合四)、要求準備中のもの二三、越年資金要求組合は九五(のちに一一五)である。越年資金要求額は、北海道が石炭手当も合せて一か月分、関東が一・五か月分、中部が一・五か月分、関西が二か月分、四国が一・五か月分と各地連で決定した。

とくに、関西地連の越年資金闘争は強力であったが、全国的にみて、資本家側が炭労、電産の大闘争と合流されることの不利をみて早期に或るていど譲歩したことと、労組側も一九五三年一月以降賃金闘争に主力をそそぐという理由で妥結をいそいだため、春季闘争ほどの迫力はなかった。

一二月八日現在で、地連別越年資金妥結状況をみると、つぎのとおりである。

(地連名)	(組合数)	(要求組合)	(妥結組合)	(未解決組合)	(スト決行組合)
北海道	九	七	六	一	〇
東北	一〇	九	三	六	〇
関東	二九	二九	二二	七	一〇
北陸	四	四	四	〇	三
中部	一一	一一	九	二	〇
関西	三一	三〇	二九	一	二八
中国	一四	一二	一一	一	四
四国	五	五	四	一	二
九州	八	八	八	〇	五
計	一二一	一一五	九六	一九	五二

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
